

大気汚染防止法に基づく煤煙測定結果一覧

令和5年12月実施

施設名称	窒素酸化物 ppm			ばいじん g/m ³			排ガス温度 ℃	酸素濃度 %
	結果	排出基準	判定	結果	排出基準	判定		
No.25号 25F 重油バッチ炉	73	180	○	—	0.25	—	981	3.0
No.23号 23F ガス回転炉	39		○	0.003		○	712	5.5
No.20号 20F ガスバッチ炉	79		○	0.005		○	296	15.4
No.2号 2F 重油先端炉	79		○	0.004未満		○	325	15.7
No.8号 8F 重油先端炉	51		○	0.006		○	320	16.1
台車炉(北側)No.12 N12Fバッチ炉	13		○	—		—	798	6.6
台車炉(南側)No.13 N13Fバッチ炉	25		○	—		—	742	0.6
No.3連続炉 QT3F 焼入炉 入口	27未満		○	0.005未満		○	130	16.8
No.3連続炉 QT3F 焼入炉 出口	69未満		○	0.013未満		○	114	19.4
No.3連続炉 QT3F 焼戻炉 出口	50		○	0.005未満		○	266	16.6
No.4連続炉 QT4F 焼入炉 入口	54		○	0.003未満		○	316	13.4
No.4連続炉 QT4F 焼入炉 出口	62未満		○	0.012未満		○	146	19.2
No.4連続炉 QT4F 焼戻炉 出口	70		○	0.008未満		○	162	18.3
No.15 台車炉 N15F ガス焚熱処理炉	27		○	0.002未満		○	196	4.8
No.7連続炉 QT7F 焼入炉 入口	33		○	0.002未満		○	193	6.0
No.7連続炉 QT7F 焼戻炉 入口	22		○	0.003未満		○	592	12.4

※窒素酸化物及びばいじん測定結果は11%酸素換算値

※排出基準は、金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉として

適用環境関連法令

当社が適用となる環境関連法令は以下のとおりである。測定結果が規準値以内であるか、届出が期間内に適法にされているかなど年1回順守評価を行い、当社が環境法令を順守していることをISO事務局にて確認した。

○=届出、□=測定・記録

◎順守

大 NO	環境区分	中 NO	適用法令	義務		○ 届 出 □ 測 定・記 録	頻度	順 守 評 価
				届 出	測 定・ 記 録			
1	大気汚染	1	大気汚染防止法	—	□	・硫黄酸化物排出記録 ・大気汚染防止法に基づくばい煙測業務 ○ — ばい煙発生施設設置等届出	年2回 設置・廃止時	◎
2	水質汚濁	2	水質汚濁防止法	—	□	計量証明書 ○ — 水質特定施設設置等届出	2ヶ月ごと 設置・廃止時	◎
3	地盤沈下	3	工業用水法	○	—	地下水採取状況報告	年1回/2月	◎
4	生活排水	4	下水道法	—	□	最終放流口の水質測定【自主検査】	年1回/1月	◎
5	騒音	5	騒音規制法	—	□	騒音測定結果	毎月	◎
6	振動	6	振動規制法	—	□	振動測定結果	毎月	◎
7	悪臭	7	悪臭防止法	—	—	—	—	◎
8	土壤汚染	8	土壤汚染対策法	—	□	・地下水モニタリング調査【自主検査】	年1回/11月	◎
9	公害防止組織	9	工場公害防止組織整備法	○	—	・公害防止組織の届出・公害防止責任者届出 ・公害防止管理者統括者の届出	選任・変更時	◎
10	産業廃棄物	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	—	産業廃棄物管理票交付状況報告	年1回/6月	◎
11	緑化	11	工場立地法	○	—	工場設置届出書	変更都度	◎
12	特定化学物質	12	P R T R 法（化管法）、化審法	○	—	特定科学物質の排出量及び移動量の届出書等	年1回/6月	◎
13	特別管理廃棄物PCB	13	P C B 特別措置法	○	—	ポリ塩化ビフェル廃棄物の保管及び処分状況等確認表	年1回/6月	◎
14	有機溶剤	14	作業環境測定基準	○	—	作業環境測定健康診断結果	年2回	◎
		15	有機溶剤中毒予防規則	○	—	有機溶剤作業主任者選任届	選任・変更時	◎
15	危険物	16	危険物規則、政令	○	—	・危険物取扱者選任届 ・危険物製造所等変更届出書	変更時	◎
16	防火対象物	17	消防法	○	—	・防火管理者選任届 ・消防用設備設置届出	選任・変更時	◎
17	エネルギー有効活用	18	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	○	—	・中長期計画書 ・定期報告書 ・エネルギー使用状況届	年1回/7月	◎
18	電力使用	19	電気事業法	○	—	電気主任技術者選任等届	選任・変更時	◎
19	温暖化	20	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)	○	—	温室効果ガス排出削減計画書	年1回/7月	◎
20	フロン回収	21	フロン排出抑制法	○	□	・簡易点検（定格出力：7.5kw未満） ・定期点検（定格出力：7.5kw以上） ・点検記録、修理を残す	4回/年	◎
21	安全衛生	22	安全衛生法、特定化学物質障害予防規則等	—	□	作業測定 健康診断・結果報告（労基署） 記録保存	2回/年	◎